平成２８年（フ）第１４５号
長野県松本市波田1412番地26　ルミネサミゾ201
債務者　小澤　真也
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１２１０号
名古屋市中村区道下町１丁目17番地　ハイツＩＭＯＴＯ203号室、住民票上の住所名古屋市千種区橋本町１丁目11番地の３
債務者　深川　昌実
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺島　隆宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２２８号
愛知県西春日井郡豊山町大字青山字金剛201番地１　Ａｚｕｒｅ301、従前の住所愛知県小牧市大字北外山597番地１
債務者　首藤　明子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春名　潤也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月20日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８２４号
千葉県市川市国府台４丁目５番36号
債務者　溝口　直章
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　高王
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月８日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７８６号
横浜市南区六ツ川３丁目118番地１　パークコート六ツ川台303
債務者　野間　美子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村あすか
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５７号
長野県下伊那郡高森町牛牧2236番地
債務者　小木曽美智子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北原　慎司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月19日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
長野地方裁判所飯田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４０９号
宮城県黒川郡大和町吉岡字館下58番地　セントラルコーポ館下201
債務者　熱海　良江
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４１０号
仙台市太白区山田北前町34番６号
債務者　成田　洋子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４７４号
仙台市太白区袋原４丁目24番８号　グレースハイツ202、従前の住所仙台市太白区袋原５丁目14番２－103号
債務者　佐藤　恵美
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４７５号
仙台市若林区若林５丁目９番25－103号
債務者　升　　駿
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４７８号
仙台市泉区将監５丁目１番16－45号
債務者　泉　　理恵
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４９２号
仙台市泉区東黒松15番17号　黒松ヒルズ201
債務者　葭田　由巳
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第９７号
秋田県南秋田郡五城目町字下夕町72番地32
債務者　佐々木美由紀
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０３号
秋田県潟上市天王字上北野51番地23　ハイツ・エスポワールⅡ　106号、前住所秋田県潟上市天王字下狼縁35番地14
債務者　眞壁　桂子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１６号
秋田県南秋田郡五城目町字鵜ノ木13番地14
債務者　渡邉　達夫
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９６号
茨城県常陸大宮市抽ヶ台町771番地
債務者　石井　哲也
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２１９号
茨城県水戸市平須町1822番地の３　市営平須町住宅12棟202号
債務者　鈴木いみ子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
水戸地方裁判所